蟹江町信用保証料補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、中小企業者の負担軽減を図り、もって経営の振興に資するため、愛知県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証により融資を受けた中小企業者に対し、信用保証料の一部を予算の範囲内において補助する蟹江町信用保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助の対象は、愛知県小規模企業等振興資金のうち小口資金（以下「補助対象資金」という。）の融資に係る信用保証料（以下「信用保証料」という。）とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　⑴　蟹江町内に住所及び事業所を有する個人又は蟹江町内に事業所を有する法人

⑵　蟹江町を経由して申込をした補助対象資金の融資について、保証協会の保証決定を受け、保証協会に信用保証料を一括で納付した者

⑶　町税の滞納がない者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、信用保証料に100分の50を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、既に融資を受けた補助対象資金の融資残高を繰上償還した場合の補助金の額は、信用保証料から繰上償還分の返戻保証料を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

３　前２項により算出された額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蟹江町信用保証料補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日から起算して30日以内に町長に申請しなければならない。

　⑴　補助対象資金の融資を行った金融機関の貸付確認書

⑵　信用保証書の写し

⑶　町税の納税証明書(未納がないことを証するもの)の写し

⑷　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、蟹江町信用保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第７条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに蟹江町信用保証料補助金交付請求書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（交付の制限）

第８条　第３条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金の交付をしないものとする。

⑴　資金使途に補助対象資金以外の繰上償還を目的とする者

⑵　第５条に規定する期間内に書類を提出しない者

（交付決定の取消等）

第９条　町長は、第６条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

　⑴　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助対象資金の融資に関し不正の行為があったとき。

　⑵　この要綱又は町長の指示に違反したとき。

　⑶　補助対象資金以外の融資制度又は自己資金等により当該融資制度の繰上償還を行い、信用保証料が返戻されたとき。

２　前項第３号の返還金額は、信用保証料から繰上償還分の返戻保証料を差し引いた額に100分の50を乗じた額を既交付補助金額から差し引いた額とする。この場合、返還金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（調査）

第10条　町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、申請者に融資を行った金融機関又は申請者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。